第35巻　166号　2026年7月1日発行

かけはし

JITCO JOURNAL

7

2026.July

Vol.166



新制度TOPICS

育成就労制度～運用要領の注目ポイント～

JITCOの新たな支援サービス

監理支援機関の許可申請 点検・提出
～記載例集 好評発売中～

連載　外国人材の現場から

第16回　国際交流事業協同組合「スリランカからの人材受入れ」

―外国人材のスムースな受入れと制度理解のために―

JITCO主催セミナーの紹介と受講のおすすめ

公益財団法人 国際人材協力機構
Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

かけはし

JITCO JOURNAL



2026.7 Vol.166

表紙の写真：エルニド湾に浮かぶミニロックアイランドのビッグラグーン（フィリピン）

フィリピンのエルニド湾に浮かぶミニロックアイランドのビッグラグーンは石灰岩の崖に囲まれ、透明度の高いエメラルドグリーンの浅瀬が広がる空間が神秘的な景観をつくり出します。ラグーンの中はカヤックなどの小型船に乗って探索することができ、色とりどりの熱帯魚を間近で観察できるシュノーケリングも楽しめます。ネイティブの言葉で「神々が棲む島」を意味するミニロックアイランドには手つかずの自然の美しさが織りなすゆるやかな時間が流れ、世界中から"心の洗われる世界"と賞賛されています。

CONTENTS

P.1 新制度TOPICS
～育成就労制度　運用要領の注目ポイント～
JITCOの新たな支援サービス
監理支援機関の許可申請 点検･提出

P.6 ―― 外国人材のスムースな受入れと制度理解のために ――
JITCO主催セミナーの紹介と受講のおすすめ

P.8 **〈連載〉なるほど！好事例！　外国人材の現場から**
第16回　国際交流事業協同組合
「スリランカからの人材受入れ」

P.11 外国人材の受入れに関するQ&A

P.12 JITCO NEWS
「かけはし」電子化 メールアドレス登録のお願い、特定技能 記載例集改訂版を発売、
「とも」夏季号（WEB版）ご案内、インドネシア労働大臣特別顧問をお迎え　ほか

P.14 **育成就労制度の導入で 高まる日本語教育の重要性**

P.16 **みんなでエンジョイ！レクリエーション**　第13回 料理でコミュニケーション！お国自慢はどんな味?!

P.18 JITCO Seminar Information

新制度 TOPICS

～育成就労制度 運用要領の注目ポイント～

育成就労制度に係る運用要領が、本年2月20日に公表されました（4月6日には一部改正されています）。運用要領は、制度の各項目の主な関係規定を示し、法令等を読み慣れない人にもわかりやすいよう内容を解説するとともに、制度を利用するうえでの留意点や実務についても詳しく述べており、関係各機関の担当者にとっては必読の書といえます。

とはいえ、本文だけでも450頁を超える分量です。本稿では、これまで公表されてきた制度概要から少し踏み込んで記載されている点、また皆様の関心が高いと思われる点についてどのように記載されているか、追って公表される点は何かなどをお伝えします。

運用要領の構成

育成就労制度の運用要領の大枠を技能実習制度の運用要領と比較したのが、以下の表です。「章」だてを見ると構成が同一であることがわかります。しかし、「節」以下の項目は抜本改正を反映させた変更箇所が多くあります。

育成就労制度　運用要領	技能実習制度　運用要領
第1章　**育成就労**制度の趣旨	第1章　技能実習制度の趣旨
第2章　**育成就労**制度の概要	第2章　技能実習法による新たな技能実習制度の概要
第3章　**育成就労法**の目的･定義等	第3章　技能実習法の目的･定義等
第4章　**育成就労計画**の認定等	第4章　技能実習計画の認定等
第5章　**監理支援機関**の許可等	第5章　監理団体の許可等
第6章　**育成就労外国人**の保護	第6章　技能実習生の保護
第7章　補則	第7章　補則
第8章　養成講習	第8章　養成講習
第9章　違法行為の防止･摘発及び違法行為に対する行政処分	第9章　違法行為の防止･摘発及び違法行為に対する行政処分
第10章　罰則	第10章　罰則

ここに注目!

育成就労計画の認定に関する事項

深夜労働の取り扱い

技能実習では認められなかった深夜労働が可能になります。ただし、「育成就労外国人は、あくまで未熟練労働者であり、育成就労指導員の指導を受け業務に従事することからも、深夜帯における育成就労においては、原則として育成就労外国人単独で業務を行うことは想定されません。」と記載されているので留意が必要です。

（第4章 第2節 第3(2)従事させる業務に関するもの）

日本語の目標達成に必要な措置

育成就労期間に行う日本語のA2相当（分野によってはより高い水準）目標講習について「受講する機会を提供する義務」があり「講習費用を負担」することが求められます。一方で「A2相当目標の受講時間を労働時間とすることは義務ではなく、必ずしも就労時間内に行わなければならないものではありません。」と記載されています。

また、A2相当（分野によってはより高い水準）の日本語能力の試験に合格している場合や、入国前講習又は入国後講習においてすでに所定の講習を終えている場合は受講の必要はありません。

（第4章 第2節 第3(9)育成就労の日本語の目標達成に必要な措置に関するもの）

ここに注目!

特定技能外国人の受入れ経験がない実施者が特に留意する点

育成就労外国人の健康状態

安定的かつ継続的に育成就労を行うために育成就労外国人の健康状態が良好であることが求められます。運用要領では、確認対象となる書類や、「育成就労計画の認定申請の日を起算日として、過去3か月以内に、医師の診断を受け健康状態が良好であることを証明する資料の発行を受けている必要があります。」などの具体的な留意事項が記載されています。

（第4章 第2節 第3(3)育成就労外国人に関するもの）

非自発的離職者の発生

育成就労の目的の一つは人材確保であることから、過去1年以内に育成就労外国人が従事する業務と同じ業務に従事していた労働者を離職させていると受入れはできません。運用要領では、非自発的離職者の例として「(a) 労働条件に係る重大な問題（賃金不払い、過度な時間外労働、採用条件との相違等）があった場合 (b) 就業環境に重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）があった場合 (c) 人員整理を行うため、希望退職の募集又は退職勧奨を行った場合」を挙げるなど、具体的な留意事項が記載されています。

（第4章 第2節 第6(12)非自発的離職者の発生に関するもの）

分野別協議会の加入

育成就労実施者は、育成就労産業分野ごとに組織される協議会に加入する必要があります。

（第4章 第2節 第3(4)分野別協議会への加入に関するもの）

ここに注目!

監理支援機関、育成就労実施者、送出機関が相互に留意する点

監理支援機関、育成就労実施者は送出機関に対し、「社会通念上相当と認められる程度を超える金銭等の供与・供応接待の要求又はその申し込みの承諾をすることを禁止」されています。運用要領では「社会通念上相当と認められ得る供応接待」に相当するものとして、国家公務員倫理規定を参考に例示しています。

（一例）「送出機関から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。職務として出席した会議その他の会合において、送出機関から茶菓の提供を受けること」

（第5章 第5節監理支援費）

ここに注目!

監理支援機関の許可に関する事項

育成就労外国人の保護体制

緊急時において迅速かつ確実に行えるよう監理支援機関の事業所と育成就労実施者との距離について、「育成就労実施者の事業所や外国人の居住地まで赴き、保護等の必要な対応を行った上で帰所するといった一連の対応が、通常の業務時間内で可能な位置関係にあることが求められます。」との記載があります。また、離島など交通上の事情で日帰りでの対応が不可能な場合の特例措置も記載されています。

（第5章 第2節第2(3)相談応需体制の整備・その他監理支援事業を適正に遂行することができる能力に関するもの）

ここに注目!

単独型育成就労実施者の監査の体制に関するもの

技能実習における企業単独型には監査の実施は求められていませんでしたが、育成就労においては、単独型であっても監査が求められます。内部監査人又は外部監査人を選任し、監査人は3か月に1回以上の頻度で監査を行います。内部監査人の場合は、欠格事由、未成年者のいずれにも該当せず、過去3年以内に監査人に対する講習を修了し、育成就労外国人を監督する立場にないなどの中立の立場にある者でなければなりません。

（第4章 第8単独型育成就労実施者の監査の体制に関するもの）

ここに注目!

育成就労外国人が送出機関に支払う費用

育成就労外国人が外国の送出機関に支払う費用の上限は、育成就労計画に記載された報酬月額の2か月分とされていますが、運用要領では費用の範囲について、「費目を問わず、送出しの過程で育成就労外国人が送出機関に支払った一切の費用が対象となります。」とし、想定される費目として「送出手数料・職業紹介費、医療・保険費、健康診断費用、技能・資格検定費、職業訓練・研修・日本語講習費、旅費・宿泊費（国内移動費）、渡航費、旅券・査証申請費用、一般管理費」が例示されています。

また、育成就労外国人が送出機関に対して支払う費用について、外国通貨で支払われた費用の円換算は、各年度における財務省支出官レートに基づき行うこととされており、一覧表は外国人技能実習機構ホームページに掲載予定とのことです。

（第4章 第2節 第14外国の送出機関に支払った費用の額に関するもの）

要領本体に記載がないものの今後注視すべき事項

監理型において送出機関から取次ぎを受ける場合、原則として二国間取決め（MOC）を作成している国からのみ受入れが可能となりますが、MOC作成国の情報、外国政府認定送出機関のリスト、送出機関番号等は、順次、外国人技能実習機構ホームページで公表することとされています。

（第4章 第2節 第13外国の送出機関に関するもの）

ここに注目！

転籍に係る諸手続

制度施行後直ちに発生することはないと思われますが、育成就労外国人が転籍を申し出た場合の関係機関の対応、必要な届出・手続き等の実務については10ページ以上にわたって記載があります。

（第4章 第3節育成就労実施者の変更等）

ここに注目！

追って運用要領にて示されるもの

優良な育成就労実施者の基準及び優良な監理支援機関の基準の詳細は「追って本運用要領にてお知らせします。」となっており、「優良な監理支援機関の認定については、制度施行後の一定期間の業務の実施状況等に基づき評価を行いますので、施行日前申請及び制度施行直後の申請受付は行いません。」と記載されています。

（第5章 第22節優良な監理支援機関に関するもの）

運用要領を冊子としてまとめました

JITCOオンラインショップでは、「育成就労制度 運用要領（令和8年4月6日改正版）」を販売しています。育成就労制度に関する実務指針ですので、必携の資料としていつでもお手元でご参照ください。

販売価格 5,500円（税込）【日本語 A4判 484ページ】

JITCOオンラインショップはこちら



今後も運用要領は改正が予想されます。
JITCOはいち早く賛助会員の皆様に情報発信できるよう努めてまいります。

＼ JITCOの新たな支援サービス ／

監理支援機関の許可申請 点検・提出
～記載例集 好評発売中～

2024年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されました。

JITCOでは、これまでも育成就労制度の内容を逐次お知らせしていますが、来年（2027年）4月1日の施行に先立ち、この4月15日から外国人技能実習機構に対する「監理支援機関」許可の施行日前申請が始まりました。JITCOでは、技能実習制度の監理団体の許可申請及び有効期間更新申請の点検・提出サービスは行っていませんでしたが、監理支援機関の許可申請については、申請開始と同日の4月15日から点検・提出サービスを行っており、すでにご依頼が寄せられています(注1)。

監理支援機関は、育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや育成就労が適正に実施されているかどうかの監理を行うことなどがその役割ですが、「監理団体許可」と比べるとその許可基準は厳格化されました。また、技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできません。

監理支援機関になろうとする中小企業団体等においては、定款の変更が必要となるところが多いことや認定送出機関に関する問題から、この申請の準備段階にあるところが多いと思われます。監理団体許可申請と監理支援機関許可申請とでは、共通する提出資料も多い一方、異なる資料もあります。名称として共通するものでも、たとえば外部監査人のように監理団体のものと監理支援機関のものでは要件の内容が違うものもあります。また、違う資料の中には、例えば「監理支援事業を行う事業所から育成就労実施場所までの移動時間が分かる書類」など、複数かつ遠距離の育成就労実施場所がある場合などには膨大な分量となるものがあり、監理団体とは勝手が違うこともあります。

JITCOでは、申請書類の記載例集「監理支援機関許可関係諸申請」を刊行しております。申請書の書き方や添付書類の準備にお悩みの場合は、この記載例集をご購入いただくか、JITCOへ直接お問い合わせください(注2,3)。

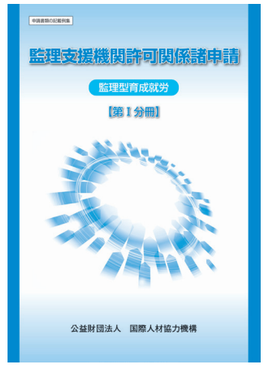

（注1） 賛助会員の監理支援機関許可申請書類点検・提出手数料は、11,000円（税込）です。
（注2） 記載例集のご購入については、総務部教材センターにお問い合わせ願います（電話03-4306-1110）。
（注3） 監理支援機関許可申請書類点検・提出や書類の書き方は、申請支援部支援第二課にお問い合わせ願います（電話03-4306-1143）。

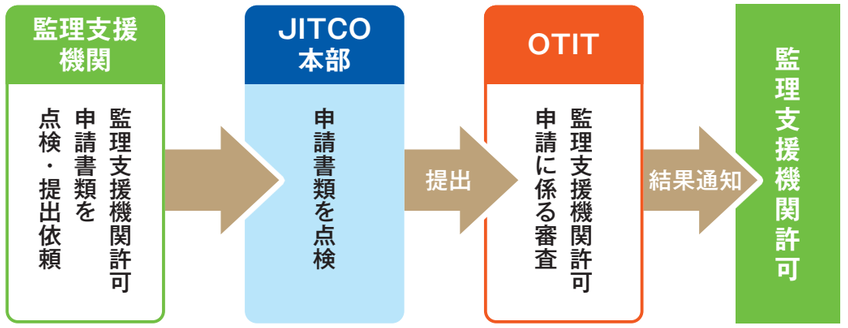

―― 外国人材のスムースな受入れと制度理解のために ――

JITCO主催セミナーの紹介と受講のおすすめ

JITCOでは、旬な話題をテーマに皆様からのご要望にお応えした魅力あるセミナーを開催してまいります。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。

セミナーについての詳細は
JITCOのHPよりご覧ください。

Q どんなセミナーを開催しているのですか?

A **外国人材受入れの仕組みは難解で、制度自体を理解しないと、誤った方向に進んでしまう可能性があります。時間と費用のロスにならないためにも、その都度確実に最新の知識を入手することが不可欠です。**
特に来年4月に施行される「育成就労制度」は、外国人材が日本で長期的にキャリアを形成し、特定技能へと円滑に移行することが目的です。今から少しずつ準備を始めていきましょう。

JITCOでは、以下のステップ別に、適切なタイミングでセミナーを開催しています。

STEP1 外国人材受入れについて、まずは制度を知りたい…「育成就労制度説明会」など

外国人材受入れのための制度の仕組みや基本的なルールをわかりやすく説明します。

こんな方にお勧めします　技能実習・育成就労・特定技能での外国人材受入れを検討している方、すでに受け入れている方

STEP2 外国人材受入れのための手続きを、詳しく学びたい…「特定技能実務セミナー」など

申請書類の作成方法や各種法令のポイントについて、実例を交えてわかりやすく解説します。

こんな方にお勧めします　団体や企業等において実際に受入れ実務を担当されている方

STEP3 専門性を高めたい…「日本語指導担当者セミナー」など

外国人材のサポートに役立つ専門スキルの習得を目指します。

こんな方にお勧めします　指導責任者や各種指導員、日本語指導担当者など外国人材の指導・支援にあたる方

Q 特定技能外国人を受け入れたいのですが、制度の基本と申請書類の作成などの実務について、一気に学べるセミナーはありますか?

A **特定技能実務セミナーがおすすめです。**
前年度まではリアルタイムで開催していましたが、今年度は録画配信形式での開催となります。

※同じ内容で年間8回の開催を予定しています。既に5月と6月に一回ずつ開催しており、今後の日程が決まり次第、順次ホームページでご案内いたします。

＼＼ 録画配信形式セミナーのおすすめポイント ／／

- 視聴期間内であれば、何回でも視聴いただけます。
- 前に戻る、後半のみを視聴するなど、お好きなところから視聴することができます。
- お客様の都合の良いタイミングで視聴できます。
- PCに限らず、スマートフォンなどでの視聴も可能です。

内容

「特定技能制度の基本的な説明」と「申請実務(書類の書き方・留意点)」を一体的にご提供し、申請書類の作成や届出対応など、実務に直結する内容に重点を置いた構成としています。
本セミナーは、特定技能外国人の受入れを行っている、または検討している事業所の申請実務担当者の方や、登録支援機関の職員の方を対象としています。
実務上押さえておくべきポイントについて、具体的な書類作成の観点から、JITCO担当講師が整理してご説明します。

講義テーマ

【第1部】特定技能制度概要説明
【第2部】申請実務(書き方・留意点)
- 入国・在留諸申請関係書類の書き方および留意点
- 諸届出関係書類の書き方および留意点

Q 技能実習生や特定技能外国人の受入れの仕組みが変わると聞きました。新しい制度について最新情報が知りたいです。

A **2024年6月の入管法・技能実習法の一部改正法の成立・公布、2025年度の運用方針および運用要領の公表を経て、今年の4月15日より育成就労制度に係る施行前申請が開始されたところであり、引き続き多くの皆様から、改正法に対する強い関心が寄せられています。**
JITCOでは今年度もひきつづき関係省庁の協力を得ながら、「入管法・技能実習法の改正に関するセミナー」(特定技能制度・育成就労制度に関するセミナー)を実施します。

プログラム
出入国在留管理庁からのご説明
JITCOからの説明(申請関係、国際関係)

開催日時
ハイブリッド型セミナー:
2026年7月27日(月)　14:00～16:15
上記の録画配信セミナー:
2026年8月26日(水)～28日(金)(3日間)

開催形式
対面・ウェビナー併用のハイブリッド型
会場:JITCO本部会議室
※対面は賛助会員のみとし、当日の質問は会場参加者のみとする予定です。

Q 技能実習生の受入れができなくなると聞きました。新しい仕組みについてコンパクトに学べる説明会はありますか?

A **従来開催していた技能実習制度説明会に代わり、新たに育成就労制度説明会を開催します。**

開催日時 2026年7月23日(木)13時30分～15時30分(120分程度)
開催形式 ウェビナー形式
講義内容(予定) 育成就労制度の要件や留意点(産業分野別要件説明は除く)
使用教材 出入国在留管理庁等に掲載されている情報をもとにJITCO独自の資料を作成
講師 JITCO担当職員

Q 育成就労制度になると、外国人材に対する日本語教育がますます重要になると聞きました。受入れ企業においても今から準備しておく必要があると思いますが、何かよいセミナーはありますか?

A **多くの技能実習生は入国前または入国後に基礎的な日本語教育を受けますが、日本語能力のレベルはまちまちであり、現場での教育や日常のコミュニケーションに支障が出ているケースもみられます。来年4月に施行される育成就労制度では、日本語の資格要件が追加され、これまで以上に日本語能力を身につけることが求められます。**
JITCOでは、技能実習生(今後、育成就労外国人)をはじめとする外国人材に定着いただくために、受入れ現場の日本人の方向けに、以下のセミナーをご準備しています。

＼＼ 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー ／／

外国人材に対して歩み寄り、相手の理解度に合わせて話し方を変える、伝えたい情報を「見える化」することで効果的なコミュニケーションを行うことができます。Zoomのチャット機能を利用した「やさしい日本語」に言い換える演習を通して、話し方のコツを掴んでいただけます。

プログラム　(2時間)

- 「やさしい日本語」について
- 外国人材にとってわかりにくい日本語
- 「やさしい日本語」話し方のコツ
- コミュニケーションを助けるツール
- 外国人材に対する「やさしい日本語」による情報提供の方法

今後の開催日(予定) 8月21日(金)、11月13日(金)、2027年1月22日(金)　**開催形式** ウェビナー形式

＼＼ 日本語指導担当者セミナー(基礎知識編) ／／

働く外国人材に必要な「聞く」「話す」力をつけるための指導について概要を学んでいただけます。JITCO教材、その他の日本語教材、指導事例などを通して日本語指導のイメージを掴んでいただけます。

※指導経験の少ない方を想定した内容です。　※介護等特定の職種に係る固有の内容は含みませんのでご了承ください。

プログラム　(2時間)

- 技能実習生が身につけたい日本語
- 入国後講習や継続的な日本語指導のポイント
- JITCO教材、その他の無料教材の紹介
- オンライン日本語学習コンテンツ
- インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」と教材の使い方
- 日本語指導の成果事例紹介

今後の開催日(予定) 7月31日(金)、9月4日(金)、12月4日(金)、2027年2月5日(金)　**開催形式** ウェビナー形式

＼なるほど！好事例！／

外国人材の現場から

第16回 スリランカからの人材受入れ

国際交流事業協同組合

監理団体の国際交流事業協同組合（International Relations Organization、以下 IRO。須賀則明（のりあき）代表理事、埼玉県児玉郡）は、スリランカからの人材受入れを積極的に進めています。これまでに約 300 名のスリランカ人材を受け入れており、技能実習生についても入国前に N4 を取得するなど、日本語能力・技術力ともに高い水準にあるのが特徴のようです。スリランカ人材を受け入れるに至った経緯やその魅力について、須賀代表にお話しを伺いました。

海外雇用庁が送出機関を設立

須賀代表はスリランカ現地でのボランティア活動を通じて、当時のスリランカ大統領（5 代前）と知遇を得ました。その際、人材受入れを依頼されます。しかし当初は、受入れが思うように進みませんでした。送出機関側に問題があり、技能実習生に対して「仕事は楽で、それなのにお金がたくさんもらえるよ」といった都合の良い情報のみを伝えていたためです。

その後、4 代前の大統領からも同様に受入れを依頼されましたが、須賀代表は「現状のままでは受入れが難しい。国が直接送り出す仕組みにしてほしい」と海外雇用庁（技能実習・特定技能制度を管轄）に提案しました。これを受け、海外雇用庁が新たに送出機関を設立。2019 年以降、IRO が海外雇用庁と提携して本格的にスリランカ人材を受け入れるようになってから、失踪者等は一名も出ていません。

「スリランカには、勉強に励む人からはあまり費用を取らない文化があります。たとえば小学校から大学まで、私立を除けば学費は無料です。国の制度によって実習生の負担が軽減されているのは魅力ですね」と須賀代表はうなずきます。

専門学校と連携した独自の送出機関

IRO は海外雇用庁傘下の送出機関から受入れを進める一方、スリランカ国内に独自の送出機関も設立しました。さらに、約 4,000 名が在籍するスリランカ最大の専門学校を中心に、様々な職種の専門学校とも提携しています。

「専門学校出身の実習生は、自分の得意なことを活かし、スリランカで基礎的な実務を学べます。また、日本の事情を事前に理解できるよう教育していますので、日本語や必要な技能を十分に身につけてから来日します。そのため、実習に難なく移行できますよ。スリランカは前述の通り教育費の負担が非常に小さいため、当組合の送出機関でも無償で 3 か月ほど日本語教育を行い、N4 を取得してから日本に来てもらっています」と須賀代表は力を込めます。



須賀代表

スリランカ人材の多様な魅力

須賀代表は、スリランカ人材の魅力について次のように教えてくれました。「スリランカ人の良さは、なんといっても思いやりです。ある実習実施者が倒産し、10 名のスリランカ人が働けなくなったことがありました。転籍先もすぐには見つからず、他の実習実施者が 3 ～ 4 名ずつ受け入れることになった際、彼らは口をそろえて『家族の生活が一番大変な人から転籍させてあげてください』と言ったのです。本当は全員が一日でも早く仕事をしたかったはずなのに」。

スリランカは仏教国で、日本の支援で設立された病院がある等の背景から、親日的な国です。公用語であるシンハラ語は日本語と文法構造が似ており、日本語との親和性も高いです。IRO には N 1を取得した外国人材もおり、昨年度の JITCO 日本語作文コンクールでは、IRO の技能実習生が優秀賞を受賞しました。

「新たな送出し国を探しているのであれば、スリランカはおすすめです」と須賀代表はほほ笑みます。

関係者が滞りなく実習に携われるように

IRO では、職員同士が LINE で些細なことでも共有し合うなど、日頃から報連相を徹底しています。また、実習実施者への訪問も 3 年間毎月行い、現場の状況を把握しています。JITCO の点検・取次サービスを利用して業務の効率化も図り、外国人新入職員には 1 年間車を貸与するなど、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。これらの工夫により、職員不足の問題は生じていないようです。

須賀代表は「スリランカの人だけでなく様々な国の外国人材が日本で働く機会を得て、安心・安全に日本で生活してほしい」としみじみ語っています。IRO は、スリランカをはじめとする送出し国との連携を深めつつ、職員・実習実施者・実習生が一体となって穏やかに過ごせるような監理体制づくりに力を入れているようです。



須賀代表はスリランカの仏教（上座部仏教）に造詣が深く、様々な仏具の置かれた仏間が組合内にある



スリランカより名誉称号を授与された際の写真



注意事項を共有するボード



LINEだけでなくボードでも全体スケジュールを共有

国際交流事業協同組合（International Relations Organization、IRO）

食品製造や建設などの技能実習生・特定技能外国人を支援している監理団体・登録支援機関。職員数は23名。2005年設立。埼玉本部に加え横浜、北海道、スリランカ、ベトナムに事務所がある。現在は技能実習生を654名、特定技能外国人を85名支援している。組合員数は島根県を除く46都道府県に269社。これまでに支援してきた外国人材は、スリランカやベトナム、インドネシア、中国出身の約3,500名。

Interview インタビュー

特定技能課 課長の DO TAN TAI（ドゥ タン タイ）（37 歳）さんはベトナム出身で国際交流事業協同組合の勤務歴 10 年、監査課 主任の JANANI MALWANA（ジャナニ マルワナ）（36 歳）さんはスリランカ出身で勤務歴 9 年。お2人にお話をうかがいました。



タイさん



ジャナニさん

―― どんな業務を担当していますか?

タイさん「何でもできますが、主に生活支援やビザ関係の業務です」

ジャナニさん「申請書類作成や監査・訪問指導、行政手続き、実習実施者と送出機関の調整、技能実習生の１次面接などです」

―― 仕事をしていて楽しい瞬間や感動したことはありますか?

タイさん「実習生とだけでなく職場の同僚とも様々な文化交流の場があり、料理を振る舞い合うなど、国籍を超えて笑顔で楽しい時間を共有しているときです」

ジャナニさん「実習生は親元を離れて様々な課題に直面しますが、一緒に解決して、『居てくれてありがとう』と言ってくれるときです。実習実施者から『この子を受け入れてよかった』『あの子頑張ってるよ』と言われたときも嬉しいです」

―― 仕事のモチベーションは何ですか?

タイさん「元実習生として苦労したので、同じように頑張っている後輩を支えたいと思っています」

ジャナニさん「人を助けるのが好きなので、私と同じように日本に来た人を支援したいです」

―― 仕事で工夫していることはありますか?

タイさん「制度について説明できるレベルまで理解することです。実習生と実習実施者の仲が上手くいくよう、事前に手を回すことも大事です」

ジャナニさん「実習生の入国前に、実習実施者での業務の様子などの写真や動画を撮って送ることです。またコミュニケーション能力が重要な仕事なので、実習実施者の方と日ごろから仲良く話せるようになっておくと、後々色々なことが滞りなく進みます」

―― 個人としての今後の目標は何ですか?

タイさん「実習生が困ったときに相談したいと思える、信頼される職員になりたいです」

ジャナニさん「問題解決力やコミュニケーション能力のスキルアップを図り、実習生からも実習実施者からも信頼されるようになりたいです」

―― 組織としての今後の目標は何ですか?

タイさん「実習生が今以上に安心・安全に働けるような組織になることです」

ジャナニさん「送出機関、実習実施者、実習生との円滑な情報共有体制を構築したいです」

外国人材の受入れに関する Q&A

2026 年 4 月 1 日に「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部が改正されました。今回は、改正点に関連する、家族の帯同に関するご質問 1 点と、最近特に多く寄せられる育成就労制度に関するご質問2点をピックアップしてみました。

Q1 **1 号特定技能外国人同士の結婚後、妊娠が分かり、今後日本で出産予定です。1 号特定技能外国人は家族の帯同は認められていませんが、生まれてくる子どもは日本に滞在できるのでしょうか。**

A1 2 号特定技能外国人は、家族の帯同が認められていますが、1 号特定技能外国人は、家族の帯同が認められていません。ただし、例外として、例えば、1 号特定技能外国人同士の間に生まれた子どもなどについては、特に人道上の配慮が必要であるとして、在留資格「特定活動」の取得が認められる場合があります。

なお、1 号特定技能外国人の本国へ一時帰国して出産し、本国に子どもを監護養育する者がいる場合には、特に人道上の配慮が必要であるとはみなされませんので、ご注意ください。

詳細については、最寄りの地方出入国在留管理庁にご相談ください。

特定技能外国人受入れに関する運用要領▶

特定技能外国人受入れに関する運用要領 新旧対照表▶

Q2 **監理支援機関になろうとしている者です。2027 年 4 月 1 日から監理支援事業を行う予定の場合、いつまでに監理支援機関許可申請を行うとよいでしょうか。**

A2 施行日前の監理支援機関許可申請には、多数の申請が予想されるため、監理支援事業を行う 6 か月以上前までに申請を行うことが推奨されています。例えば、施行日である 2027 年 4 月 1 日から監理支援事業を行う予定の場合は、2026 年 9 月 30 日までに申請を行うことが望ましいです。

なお、2026 年 10 月 1 日以降も監理支援機関許可申請を行うことは可能ですので、監理支援事業を行う時期を目途に申請のタイミングをご検討ください。

また、JITCO 本部 申請支援部にて、監理支援機関許可申請の点検・提出サービスを行っております。ご依頼者からいただいた監理支援機関許可申請書類一式の内容を点検し、外国人技能実習機構（2027 年 4 月より外国人育成就労機構に変更予定）への提出をいたします。
詳細は右記の QR コードをご参照ください。

JITCO ホームページ お知らせ▶

Q3 **育成就労計画の作成指導を育成就労実施者の元役職員にお願いすることは可能ですか。**

A3 以下のいずれかに該当する場合は、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導を行うことはできません。

①監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者
②監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者において現在役職員である者
③過去 5 年以内に監理支援機関が支援を行う育成就労実施者の役職員であった者
④上記の者（①～③）の配偶者または二親等以内の親族、当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、監理型育成就労実施者に対する監査その他監理支援の公正が害される恐れがあると認められるもの

そのため、たとえば、育成就労計画の作成指導を行う育成就労実施者 A にて過去 5 年以内に役職員であった方に、育成就労実施者 A における育成就労計画の作成指導をお願いすることはできません。

なお、計画作成指導者は常勤・非常勤は問いませんが監理支援機関と雇用関係にある役職員であることが必要ですので、その点についてもご留意ください。

■お問合わせ先

実習支援部 相談支援課　03-4306-1160

JITCO
NEWS

JITCOの最新ニュース&トピックスをお届けします。
最新情報はX（@jitco_official）で配信しますので
フォローをお願いします。

JITCOの新専務に小川誠が就任

JITCOの専務理事に小川誠（おがわ・まこと）が就任します。



「かけはし」電子化
メールアドレス登録のお願い

賛助会員様向け総合情報誌「かけはし」は、2027年4月号より、印刷物でのお届けから電子版へ変更する予定です。つきましては、引き続きご購読いただくために、下記QRコードよりメールアドレスのご登録をお願いいたします。今後とも、季刊（年4回）で発行してまいりますので、変わらぬご愛読をよろしくお願いいたします。

特定技能 記載例集改訂版を発売

特定技能 記載例集の〔第Ⅰ分冊〕と〔第Ⅱ分冊〕の改訂版（第7版）を発売します。

特定技能所属機関および登録支援機関の皆様が、地方出入国在留管理局に対して、入国・在留に関する申請や届出を円滑かつ適正に行えるよう、関連書類の記載例をまとめたものです。

第Ⅰ分冊では、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請をはじめ、各種申請書の添付書類、在留カードの申請書式など、入国・在留諸申請の書類に関する記載例および記載要領を収録しています。「特定技能2号」に関する書類の記載例も掲載しました。

第Ⅱ分冊では、所属機関や登録支援機関による各種届出、記録、報告、ならびに登録支援機関の登録（更新）申請等に関する記載例および記載要領をまとめています。

2026年度は2名の新入職員が入職

4月1日に入職式が行われ、新入職員2名が入職しました。小川新二理事長は「それぞれ自分の業務に励み、若い知識で新しい風を吹かせてほしい」と訓示。辞令が交付され、配属先が決まりました。一刻も早く皆さまのお役に立てるよう精進してまいりますので、どうかよろしくお願いします。



【新規追加3分野も説明】「特定技能 分野別要件解説セミナー（18分野）」を開催

2026年4月1日より特定産業分野に3分野が追加され、19分野となりました。特定技能外国人を受け入れるためには、特定産業分野ごとに設けられた様々な要件を満たす必要があります。このたび、特定技能制度の分野別要件等を説明するセミナーを5月29日に開催しました。なお、工業製品製造業分野は2026年6月に要件が変更予定だったため、このたびのセミナーは工業製品製造業分野を除く18分野に係る説明となりました。「特定技能 工業製品製造業分野セミナー」は別途6月19日に開催しました。

「総務部 賛助会員課」が「総務部 会員サービス推進課」へ名称変更

2026年4月1日より、組織変更に伴い、総務部 賛助会員課は「総務部 会員サービス推進課」へ名称変更しました。賛助会員のご入会および賛助会費に関するご質問などにつきましては、「総務部 会員サービス推進課」までお問い合わせください。なお、電話番号の変更はございません（TEL：03-4306-1163）。何とぞよろしくお願い申し上げます。

インドネシア労働大臣特別顧問をお迎え

3月16日、インドネシア共和国労働省より、労働大臣特別顧問のアルフィアン氏を筆頭とする代表団をお迎えし、協議を行いました。育成就労制度への円滑な移行に向けた準備状況等について確認するとともに、育成就労制度では日本語要件が厳しくなり、日本の受入れ側も日本語試験に合格した者を希望する傾向があるため、現地での日本語教育体制をさらに充実させることが重要であることを伝えました。



「入管法・技能実習法の改正に関するセミナー」を開催

2025年度第2回「入管法・技能実習法の改正に関するセミナー」を3月16日、東京会場とウェビナーで同時開催しました。

厚生労働省および出入国在留管理庁から講師をお招きし、最新の整備状況についてご説明いただくとともに、JITCOより関連するテーマ講義を行いました。おかげさまで300名超の方にご参加いただき、育成就労制度の最新情報に関する多数の質問にお答えしました。

また、当該セミナーの録画配信を4月20日～21日に実施しました。

次回となる2026年度第1回「入管法・技能実習法の改正に関するセミナー」は、7月27日に東京会場とウェビナーで同時開催する予定です。

外国人材向け情報誌「とも～もっと知る日本～」2026年7月夏季号発行

技能実習生や特定技能外国人など日本で暮らす外国人の皆さまに向けた、日本での生活に役立つ情報が満載の「とも～もっと知る日本～」。その最新号を2026年7月1日に発行しました。ぜひご利用ください。

≪2026年7月号の内容≫

★マンガで知ろう「食中毒に気をつけよう」
★SNSをつかうとき～マナーを守って～
＊2026年7月号より、やさしい日本語版のみの発行となります。



やさしい日本語版はこちらから
https://www.jitco.or.jp/ja/tomo/

育成就労制度の導入で

―高まる日本語教育の重要性―

2027年4月に施行される育成就労制度は、外国人材が職場での実務経験や日本語能力の研鑽などを通じてスキルを向上させ、日本で長期的にキャリアを形成するための導入部分と位置づけられています。そのため、職場における日本語教育は、最も注力するべき課題の一つであると言えます。

「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力評価

育成就労制度が指針とする日本語能力評価は、文化庁が策定した「日本語教育の参照枠」に準拠します。これにより、日本語を用いて「何ができるか（Can-do）」という遂行能力をA1（初学者）からC2（熟達者）までの6段階で評価することができます。

就労開始前までに「A1（ゆっくりした簡単なやり取りレベル）」相当の日本語能力試験（JLPT N5またはJFT-Basic A1）に合格すること、または相当する日本語講習100時間以上の受講が求められます。さらに、育成就労期間中（原則3年）に、日本語教育参照枠の「A2（日常生活を送るのに十分なレベル）」相当の日本語能力の試験（JLPT N4またはJFT-Basic A2）に合格すること、または相当する日本語講習100時間以上の受講が求められます。

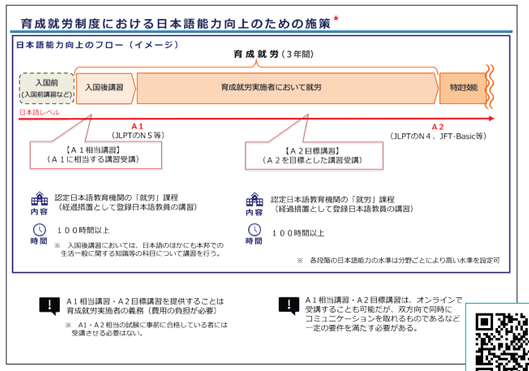

出典:出入国在留管理庁・厚生労働省資料

2 「認定日本語教育機関」と「登録日本語教員」による日本語講習

上記のA1およびA2相当の100時間以上の日本語講習は、認定日本語教育機関の「就労」課程によるものと定められていますが、経過措置として、国家資格を持つ「登録日本語教員」による講習も可能となっています。また、オンラインで受講することも可能ですが、双方向で同時にコミュニケーションが取れるものであるなどの条件があります。

「認定日本語教育機関」とは…

2024年4月に施行された「日本語教育機関認定法」に基づき、文部科学大臣が一定の教育水準を満たしていると認めた教育機関（就労・留学・生活課程）を指します。現時点では「就労」課程の認定数は3機関と非常に少ない状況にあります。

「登録日本語教員」とは…

文部科学大臣が実施する試験に合格し、実習を修了して「登録」を受けた者を指します。資格を取得するためには、主に「養成講座ルート」と「試験ルート」があります。「養成講座ルート」は文科省が認定した養成機関で420時間課程（必須50項目対応）修了＋応用試験合格＋学士以上の学位が基本になります。「試験ルート」は基礎試験と応用試験両方の合格が必要になります。令和8年3月30日時点での登録日本語教員は16,137人ですが、毎月登録者数は増え続けています。

3 日本語能力の試験とは？ JFT-BasicとJLPTの違い

育成就労外国人が自身の日本語能力を証明するために利用する主な試験には、以下の違いがあります。

	JFT-Basic（国際交流基金日本語基礎テスト）	JLPT（日本語能力試験）
主な目的	「就労・生活」における運用能力の判定	「学術・一般」的な日本語能力の測定
出題形式	CBT方式（コンピュータ試験）。随時実施	マークシート方式。年2回（7月・12月）
特徴	実際の生活場面を想定した問題が多い	文法や語彙の知識を網羅的に問う
評価レベル	A2レベルの1段階（合否判定） 2026年8月からは、現在のA2に加えて、A1、A2.1も判定可能	N1～N5の5段階評価 N5→A1・N4→A2・N3→B1（A2） N2→B2（B1）・N1→C1　B2

使い分けのヒント 育成就労外国人が「まずは現場で通用すること」を優先するなら、JFT-Basicが適しています。一方で、将来的な昇進や永住権を見据えた長期的な学習目標としては、JLPTの等級アップがモチベーションになります。

4 学習支援

監理団体・企業担当者必見！JITCOのオンライン日本語学習支援ツール

JITCOでは、多忙な実習生でも無理なく継続できる**「オンライン日本語学習コンテンツ」**を提供しています。管理者が進捗を把握できる仕組みもあり、組織的な学習支援に最適です。



Copyright © Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

すきま時間を活用できる「eラーニング教材」

パソコンやスマートフォンからアクセスできるため、仕事の合間や帰宅後の時間を有効に活用できます。

- **eTRY！**：実習生が自習形式で基礎から学べるeラーニング教材です。
- **JLPTオンラインハーフ模試**：日本語能力試験（JLPT）の形式に慣れるためのハーフサイズの模試です。
- **JFT-Basicオンライン模試**：特定技能の評価試験としても重要な「JFT-Basic」に対応した模試です。

賛助会員限定の充実した特典

JITCOの賛助会員企業・団体様には、より導入しやすい特典が用意されています。

- **無料体験**：導入前に内容をじっくり確認できます。
- **期間延長**：学習期間の延長など、会員ならではの柔軟なサポートが受けられます。

管理者が伴走できる「進捗管理機能」

本システムの最大の特徴は、管理者が専用IDで**「採点結果」や「進捗状況」をリアルタイムで確認できる**点です。

- **モチベーション維持**：誰がどこまで進んでいるかを把握し、適切なタイミングで声掛けを行うことが、学習継続の大きな力になります。
- **効率的な指導**：苦手なポイントを把握した上でアドバイスが可能です。

書籍教材もオンラインで購入可能

デジタル教材だけでなく、じっくり机に向かって学習するための紙の教材も揃っています。

- **JITCO教材オンラインショップ**：JLPT試験対策の書籍などを豊富に取り扱っています。オンライン教材と組み合わせて、用途に合わせた最適な教材選びが可能です。

JITCOの日本語学習支援は、デジタルの利便性と管理者のサポートを組み合わせた、実効性の高い仕組みです。外国人材のさらなるステップアップのために、ぜひこれらのツールをフル活用してみてはいかがでしょうか。

みんなでエンジョイ! レクリエーション
Let's enjoy recreations

技能実習生や特定技能外国人の皆さんとコミュニケーションを積極的に取ることは、職場の環境向上のために欠かせない大切な活動です。彼らと一緒にイベントやレクリエーションを体験して、親交を深めませんか？　このコーナーではみんなで楽しめるおすすめイベントやレクリエーションをご紹介します。第13回のテーマは「料理」です。

ベトナム「ブン・ボー・フエ」



丸い断面が特徴の米麺で作る。牛骨をベースにレモングラスの爽やかな香りと、唐辛子のピリッとした絡みが特徴。

第13回 料理でコミュニケーション!お国自慢はどんな味?!

～作って、食べて、仲良くなる！おいしい国際交流～

皆さんが仕事や旅行で外国に行った際、楽しみの一つはその国の「食文化」に触れることではないでしょうか。国によって様々な食文化があり、「食べる」ことはその国を知る最初の一歩にもなります。共に働く技能実習生や特定技能外国人の皆さんからその国の自慢料理を教わるイベントを開催し、初めての食材や珍しい料理を囲みながらコミュニケーションを図ってみませんか。キッチンのスペースが無い場合は、作った料理を持ち寄って、材料やレシピ・食べ方などを教わったり、どんな場面で食すのかなどの話で盛り上がることもお互いを知る良いきっかけになります。また日本ならではの料理を紹介して、初めての日本食体験に繋げることもできますね。

日本では夏にはさっぱりとしたのど越しのそうめんや冷たい蕎麦を好んで食べますが、アジアの国々では香辛料を使ったり、ハーブを効かせたスパイシーな麺を食べることが多いようです。また麺をすすることをマナー違反とする国が多い中、日本では麺をすすって食べることは「粋」とされていますよね。そんなお互いの文化の違いを語ることで、相互理解を深め、円滑なコミュニケーションを生むきっかけとしてみてはいかがでしょう。

各国の代表的な麺料理

カンボジア「ノムバンチョック」



日本のそうめんに似た細い米麺に、魚やハーブをベースにした濃厚なスープをたっぷりとかけて食す。

フィリピン「パンシット・ビホン」



フィリピンの代表的な春雨（または細い米麺）を豚肉・鶏肉・エビ・野菜などの具材と一緒に特製ソースで炒め煮にする。柑橘類やニンニクが効いた甘辛く、かつさっぱりとした味。

インドネシア・マレーシア「ミー・ゴレン」



中華麺に特製のチリソース・トマトケチャップ・スパイス・エビ・野菜などを絡めて炒めるスパイシーで甘辛く濃厚な味付けの焼きそば。

ミャンマー「モヒンガー」



ナマズなどの魚の身を骨ごと煮込んで旨味を抽出し、ひよこ豆の粉などでとろみをつけたスープが特徴。発酵させた米粉で作られた細い麺を使用し、好みでチリ、レモン、ナンプラーを加えて味を調整する。

タイ・ラオス「カオソーイ」



タイ北部（チェンマイなど）の郷土料理。ココナッツミルクをベースにした濃厚でスパイシーなカレースープに、茹でた中華麺を入れ、上にはカリカリに揚げた麺がトッピングされている。

かけはし（JITCO JOURNAL）　第35巻166号
発行日　2026年（令和8年）7月1日
発　行　公益財団法人 国際人材協力機構　〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング（受付11階）
企画編集　総務部 広報室　Tel:03-4306-1166　Fax:03-4306-1116　E-mail:kouhou@jitco.or.jp
JITCOホームページ https://www.jitco.or.jp/　jitco.official　@jitco_official

※本誌掲載の記事・画像等を無断で複写・複製・転載することを禁じます。



外国人技能実習生、特定技能外国人を受け入れる体制作りに

制度に寄り添う 充実した補償の保険

監理団体・登録支援機関のみなさまへ

1 日常生活における**病気・ケガをカバーする保険**

2 母国出国から一定期間は
治療費用100%補償期間プランをご用意
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用されるまでの期間、補償されるよう選択することができます。

3 日常生活での**第三者への賠償リスクにも備えられる**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。〈示談交渉サービス付〉



●下表は加入パターンの一例です。詳しくはパンフレットまたは（株）国際研修サービスのホームページをご確認ください。

タイプ	保険金額						保険料		
	傷害		疾病		賠償責任	救援者費用	保険期間12ヵ月	保険期間36ヵ月	保険期間60ヵ月
	死亡・後遺障害	治療費用	死亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	11,030円	27,720円	44,350円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	14,550円	36,450円	58,210円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	8,820円	22,010円	35,200円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	9,310円	23,220円	37,140円

<保険期間の例示>

保険期間	60ヵ月（タイプ1）	60ヵ月（タイプA）
5年間保険料合計	44,350円	35,200円
1年間換算保険料	8,870円	7,040円



この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集はこちらから k-kenshu.net

保険契約者
公益財団法人 国際人材協力機構
TEL 03-4306-1178　FAX 03-4306-1115

代理店・扱者（お問い合わせ先）
株式会社 国際研修サービス
随時受付中
TEL 03-3453-3700　FAX 03-3453-3703
http://www.k-kenshu.co.jp/

2025.12/AHE61/D

かけはし（JITCO JOURNAL）第三十五巻 一六六号 二〇二六年（令和八年）七月一日発行
企画編集 公益財団法人 国際人材協力機構 広報室 〒一〇八-〇〇二三 東京都港区芝浦二丁目一一番五号 五十嵐ビルディング（受付一一階）

えっ、その交通ルール、知らなかった！
…では済まされません。

5言語対応

技能実習生を守ろう！



4月から自転車への青切符制度が導入
このDVDで交通ルールの定着を！



DVD「Q&Aで覚える 日本の交通安全 ～歩行と自転車のルール～」

DVD1枚（トールケース入り）定価33,000円（30,000円＋税）
監修 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会　企画・制作・発売元 JITCO

◀◀◀ お申し込み・詳細はこちら ▶▶▶ JITCO教材オンラインショップ https://onlineshop.jitco.or.jp

JITCO Seminar information

JITCOの各種セミナーのご案内



JITCOでは、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申し込みは、JITCO Webサイトのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

セミナーカレンダー

（※以下は定例セミナーの予定です。時宜に適した特別セミナーも随時開催しています）

日程		セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
7月	23日（木）	育成就労制度説明会 ウェビナー	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	27日（月）	入管法・技能実習法の改正に関するセミナー【対面・ウェビナー】	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
	31日（金）	日本語指導担当者セミナー（基礎知識編） ウェビナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1168
8月	4日（火）	特定技能制度説明会 ウェビナー	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	下旬	特定技能実務セミナー〈申請実務編〉【録画配信】	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
	21日（金）	外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー ウェビナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1168
9月	4日（金）	日本語指導担当者セミナー（基礎知識編） ウェビナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1168
	下旬	特定技能実務セミナー〈申請実務編〉【録画配信】	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138

※2026年7月1時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申し込み受け付けを開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございます旨、ご容赦ください。
※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は公式サイトをご覧ください。
※ ウェビナー はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

各種セミナーの詳細とお申し込みは、こちらから
https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/